

○沼田市水道法施行細則

平成25年3月29日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設基準適合確認の申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（別記様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（別記様式第2号）により行うものとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計確認通知書（別記様式第3号）

(2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認められた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書（別記様式第4号）

(専用水道の給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届（別記様式第5号）により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は水道技術管理者を変更したときは、速やかに、水道技術管理者設置（変更）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(業務委託開始等の届出)

第5条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したとき、又は委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道業務委託開始（失効）届（別記様式第7号）により行うものとする。

(専用水道の廃止の届出)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに、専用水道廃止届（別

記様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名 ㊤
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり専用水道布設工事の確認を受けたいので、水道法第33条第1項の規定により申請します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
給 水 の 対 象	
給 水 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 工事設計書
- 2 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設（7に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 7 導水管渠、送水管並びに排水及び給水に使用する主要な導管^{きよ}の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第2号（第2条関係）

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 ㊞
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり専用水道確認申請書の記載事項を変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第3号（第2条関係）

沼 第 号
年 月 日

様

沼田市長



専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認をしたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

様式第4号（第2条関係）

沼 第 号
年 月 日

様

沼田市長



専用水道布設工事設計不適合等通知書

年 月 日付けで確認の申請のあった下記の専用水道の布設工事の設計については、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認ができませんでしたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 不適合等の理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沼田市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沼田市を被告として（訴訟において沼田市を代表する者は沼田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第3条関係）

専用水道給水開始前届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 ㊞
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
工事完了年月日	年 月 日
給水開始年月日	年 月 日
水質検査の結果	
施設検査の結果	

様式第6号（第4条関係）

水道技術管理者設置（変更）届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 ㊞
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり水道技術管理者を設置（変更）したので、沼田市水道法施行細則第4条の規定により届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
給水開始年月日	年 月 日
水道技術管理者	氏 名
	住 所
	学歴及び水道に関する技術上の実務経験
設置年月日	年 月 日

様式第7号（第5条関係）

専用水道業務委託開始（失効）届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 ㊞
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり水道の管理に関する技術上の業務について委託したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 委託した業務の範囲
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 当該契約が効力を失ったときは、その理由

添付資料

- 1 水道法施行令第7条第3号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第8号（第6条関係）

専用水道廃止届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名 ㊞
（法人又は組合にあつては、主たる事業所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり専用水道を廃止したので、沼田市水道法施行細則第6条の規定により届け出ます。

確認年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第6条関係)